

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを経営上の最重要課題と位置づけており、このことが、株主価値を高めるものと認識しております。

その実現のために、株主の皆様や取引先、地域社会、社員等との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度の強化を図り、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-3. 株主総会関連の日程に関する適切な設定】

当社の株主総会は、株主への正確な情報提供の観点から考慮し、最大限慎重に準備を進めるため、いわゆる集中日近くに開催しております。本年は、平成29年6月27日火曜日に開催しました。株主との建設的な対話の充実の観点から、より適切な日程を検討してまいります。

【補充原則1-2-4. 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社の株主構成を勘案したときに、現在当社における機関投資家や海外投資家の株主比率は低い状況であり、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳は不要と考えております。ただし、今後はその比率の推移等を踏まえ、必要と判断した場合は議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知等の英訳を検討してまいります。

【補充原則1-2-5. 株主総会における権利行使】

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としているため、機関投資家等が信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを認めておりません。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

当社は、資本政策に関する基本的な方針は定めておりませんが、ROE及びROAを重要な経営指標として、資本効率の最適化を目指しております。また、株主還元につきましても重要な課題であるとし、業績を勘案した配当を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(3) 当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、今後方針を定めるべく検討してまいります。

(5) 株主総会参考書類に候補者とした理由を記載しておりませんでした。本年は役員改選議案がありませんでしたので、平成30年6月の役員改選議案において記載いたします。

【補充原則3-1-2. 英語での情報開示・提供】

当社の株主構成などを考慮して英文での開示は行っておりませんが、今後の株主構成の変化や議決権行使のトレンドなどを注視し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-2-1. 外部会計監査人】

(1) 監査役会は、会計監査人を評価するための基準を策定しておりませんが、監査役は、日本監査役協会作成の「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応指針」に準拠して、監査報告、聴取、現場立会い等を通じて、職務の実施状況の把握・評価を行っております。

(2) 監査役は、自らが、事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告、聴取、監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認しております。

【補充原則4-1-2. 株主への中期経営計画の説明と分析】

当社は、経営環境の変化が激しい中、株主・投資家の皆様に経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示として、長期的な経営戦略やビジョンを単年度毎の業績見通しとともに公表しておりますが、中期経営計画は現在公表しておりません。なお、取締役会は、中期経営計画を最終的に承認・決議するとともに、進捗状況や分析結果についての報告を受け、その妥当性に関する監視・監督機能を果たすことにより、中期計画の達成に向けた努力を行っております。

【補充原則4-2-1. 中期的な業績と連動する経営陣の報酬制度】

現在、自社株報酬など中長期的な業績と連動する報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む報酬制度について、検討してまいります。

【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】 更新 【補充原則4-8-1. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在社外取締役は選任しておりません。今後独立社外取締役が複数選任されたのち独立社外取締役と経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携に係る体制整備の更なる拡充を検討してまいります。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

現在社外取締役は、選任しておりません。社外取締役の重要性については認識しており、社外取締役を導入すべく社外取締役候補者の人選に向け、前向きに検討してまいりましたが、当社の経営規模・体制にのっての適任者を確保できず、このような中で社外取締役を設置することは、却っ

て経営監視機能の実効性を損なう恐れがあるため、現在まで導入に至っておりません。

今後につきましては、ガバナンスの向上のため当社にとって適任である社外取締役候補者の人選に引き続き取り組むとともに、監査等委員会設置会社への移行も含め鋭意検討してまいります。

【補充原則4-8-2.独立社外取締役の有効な活用】

社外取締役は中立の客観的見地から、各々の豊富な経験と高い見識に基づき当社の事業活動に助言・意見を述べる役割を担っており、「筆頭独立社外取締役」を定めた場合、序列意識や筆頭者への依存意識を醸成する可能性があることから、「筆頭独立社外取締役」を定めないことといたします。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する事項を参考にし、知識・見識に基づき独立した監視・監督機能が発揮できることを基本として選任しております。現在社外監査役である2名については、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程の企業行動規範に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届出しております。

【原則4-10.任意の仕組みの活用】【補充原則4-10-1.独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、監査役会設置会社を採用しております。現在独立社外取締役は選任しておらず、独立社外監査役2名を活用して適切な統治機能の確保を図っております。独立社外取締役を選任し過半数に達しない場合、統治機能の更なる充実化を検討する際には、任意のしくみの活用についても考慮します。

【補充原則4-11-3.取締役会全体の実効性についての分析・評価】

取締役会の実効性の分析・評価については、2018年3月期を目途に実効性の分析方法及び評価項目を定める予定です。ただ、分析・評価とその結果の概要開示については、開示の範囲・内容によっては社外秘にも関わることから、課題として認識しつつ慎重に検討してまいります。

【原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、企業理念と企業ビジョンの実現に向け、2020年3月期を到達年度とした中期経営計画を策定しております。中期経営計画においては現在公表しておりませんが、今後公表することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

当社は、安定かつ継続的な金融取引関係の維持など政策的な目的により株式を保有することとしております。当社は、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的な成長につながるものと考え、すべての政策保有株式について議決権行使しております。また、議決権行使に当たっては、投資先企業の状況を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断しております。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社が、関連当事者取引を行う場合には、当社取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続きを実施し、有価証券報告書に開示しております。また、当社及びグループ会社役員に関しては、年度末に関連当事者に関する調査を実施し、監視を行っております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1)【経営理念】

- 快適な居住空間の提供を通じて、広く社会に貢献する。
- 建築の専門家集団として「より良い家をより安く提供する」。
- 全社員の能力を最大限に発揮させ、健全経営を行なう。

(2)当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを経営上の最重要課題と位置づけており、このことが、株主価値を高めるものと認識しております。その実現のために、株主の皆様や取引先、地域社会、社員等との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度の強化を図り、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。

(4)指名の方針

取締役候補者を指名するにあたっては、経験した部門の業務に精通しており、人格・識見に優れた人物を選定します。

監査役候補者を指名するにあたっては、経験・識見を総合的に判断し、人格に優れ、会社経営や当社の業務に精通した人物または専門分野に豊富な経験を有する人物を選定します。

社外取締役候補者及び社外監査役候補者を指名するにあたっては、当社が定める独立性判断基準に該当し、独立した立場で取締役会での助言・監督を行うことができるとともに、それぞれの専門分野の経験が豊富で、人格・識見に優れた人物を選定します。

(選定の手続き)

代表取締役社長は、上記の指名方針に基づき、取締役及び監査役候補者を指名し、監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで、取締役会に候補者を提案します。取締役会は、代表取締役社長の提案理由を踏まえて、各候補者について審議し、候補者を決定いたします。

【補充原則4-1-1.経営陣に対する委任の範囲】

当社は「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。それに基づき「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【補充原則4-11-1.取締役会全体の構成】

取締役候補者については、取締役会における審議結果・提言を最大限尊重したうえで、役員に相応しい知識・経験・能力を有する人材の中から、取締役会の承認を経て、株主総会にて決定しております。また監査役候補者についても金融機関出身者などの専門性を有した人物を候補としており、当社の事業・経営環境を理解し、幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できる人材を選任しております。

【補充原則4-11-2.取締役・監査役の他社兼任】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、他の取締役及び監査役を含め、株主総会招集通知を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-14-2.取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役について、事業・財務・組織等に関する知見を有する者から選任するとともに、就任に際し、必要に応じて研修を行っております。また、就任後も、持続的な成長に向けた貢献を促進する観点から、多岐にわたる研修を継続的に実施しております。

【原則5 - 1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、経営状態や財務状況等について株主からの対話(面談)の申込みがあった場合は、合理的な範囲で対応するものとしております。

- (1) 株主との対話は経営企画を担当する取締役が主管し、合理的な範囲で当該取締役が対応いたします。
- (2) 経営企画室は、日常から管理部等他の部門と連携し、詳細かつ正確な情報提供が可能となるよう努めております。
- (3) 当社の事業内容に対する理解促進のため、ホームページでのIR情報の発信や事業報告書等の株主宛書類の送付等を行っております。
- (4) 対話において把握された株主の意見等は、必要に応じ経営陣に報告し、認識を共有しております。
- (5) 対話に際しては、株主の皆さまへの公平性を確保するため、内部情報管理規程に則り、インサイダー情報の漏えい防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社誠インベスト	670,800	33.33
株式会社誠リサーチ	160,000	7.95
株式会社ホームリサーチ	131,800	6.55
小島俊雄	120,000	5.96
小島一誠	104,000	5.16
株式会社不死鳥インベスト	70,000	3.47
誠建設工業社員持株会	50,900	2.52
小島朝子	48,000	2.38
水田真貴子	40,000	1.98
竹俊美	40,000	1.98

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社誠インベスト
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

(支配株主)

当社代表取締役社長小島一誠、その近親者、近親者等が議決権の過半数を所有する会社分を含めた場合、当社発行株式数の過半数を所有しておりますので、支配株主にあたります。

しかしながら、いずれとも現在重要な取引につきましては該当する事項はなく、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

< 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 >

当社と支配株主等との間の取引を行う場合については、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないように適切に対応致します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社や上場子会社を有してなく、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えられる事実等はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査業務を行う公認会計士と監査計画、監査結果について定期的に情報交換や意見交換を行っております。

当社の内部監査につきましては、内部監査規程に基づき、社長直轄の内部監査を経営企画室(人員1名)が担当部署となり、社内各課及び子会社を監査役と連携して年1回以上実施し、社内の諸活動が法令並びに社内規程を遵守しているかをチェックし、監査内容を社長に報告するとともに、監査役と協議し、問題点の指摘及び改善の方向性の提案を行なっております。

当社の監査役は、3名体制であります。監査役監査につきましては、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の会議に出席するほか、内部監査部署並びに監査法人と連携して実地監査を行ない、各部門長並びに子会社の社長とヒアリングを実施して綿密な監査を実施しております。常勤の社外監査役西辻文博氏並びに社内監査役中村剛司氏は、金融機関での実務経験が長く、社外監査役松本俊昭氏は、会計事務所での実務経験が長く、3氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、的確な指摘並びに指導を頂いております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西辻文博	他の会社の出身者													
松本俊昭	その他													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西辻文博	○	西辻氏は当社の株式を10,000株(持株比率0.49%)を保有しており、当社と西辻氏の間には人的関係、取引関係はありません。	金融機関出身であり、その知識・経験を当社の監査に生かしていただきたいため選任しています。 また、取引所が掲げる一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため独立役員に指定しております。
松本俊昭	○	当社と松本氏の間には、人的関係、資本的関係、取引関係はありません。また、松本氏は、株式会社ONE WORLDの取締役を兼務しておりますが、当社と当社との間には特別の関係はありません。	会計事務所で培われた、知識・経験を当社で活かしていただきたいため選任しています。 また、取引所が掲げる一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役のインセンティブ付与につきましては、その効果並びに確定額の報酬とのバランス等を考慮して、慎重に検討しておりますが、現在のところ実施する予定はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役と監査役に区分して、それぞれの年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートについては、常勤監査役が主として情報伝達等を行っており、取締役会開催時にはその都度事前に付議案件について説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(企業体制の概要)

当社における、企業統治の体制は、次のとおりであります。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役は社外監査役2名を含む3名体制として監査役会を設置し、取締役の経営意思決定及び職務執行に関して適正性を監査しております。また、取締役会並びにコンプライアンス・リスク管理委員会に出席し公正な立場から適宜意見を述べるほか、監査法人並びに内部監査担当部署の監査に立会いし、監査の効率性を高めております。

取締役会は、現在3名の取締役により構成しており、取締役は全員社内取締役であります。毎月定例の取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督しております。また必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的に対応しております。

当社は、代表取締役社長並びに部門長等が出席する会議を毎月実施して、取締役会にて決定された伝達の必要な事項を報告するとともに、諸問題について討議を行ない、情報の共有化を図る体制を確立しております。

(企業統治の体制を採用する理由)

現在社外取締役は、選任いたしておりませんが、当社の社外監査役2名は、独立・公正な立場にあり、内部監査部署並びに監査法人と連携して監査を厳格に実施するとともに、取締役会に出席し意見を述べ、社外取締役に匹敵する経営監視機能を発揮しております。

社外取締役の重要性については認識しており、社外取締役を導入すべく社外取締役候補者の人選に向け、前向きに検討してまいりましたが、当社の経営規模・体制にとっての適任者を確保できず、このような中で社外取締役を設置することは、却って経営監視機能の実効性を損なう恐れがあるため、現在まで導入に至っておりません。

今後につきましては、ガバナンスの向上のため当社にとって適任である社外取締役候補者の人選に引き続き取り組むとともに、監査等委員会設置会社への移行も含め鋭意検討してまいります。

会計監査は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。その結果は、当社取締役会及び監査役会に報告されております。また、ディスクロージャーの速報性と正確性を確保する観点から、会計処理の適法性、準拠性の事前確認を行うとともに、適宜アドバイスを受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 梅原 隆

新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 仲下 寛司

なお継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外監査役は2名であります。社外取締役は選任しておりませんが、社外監査役2名は、取締役会に出席し、意見を述べる一方、内部監査部門と連携し社内チェックを実施しております。会社の規模等を踏まえ、現行の監視・監査体制は十分機能していると判断しております。

社外監査役のうち、西辻文博氏は当社の株式を10,000株保有しております。このほかに、社外監査役2名につきましては、当社との人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役が企業統治において果たす機能としては、独立した立場から取締役の監査を実施することを通じて社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することと考えており、社内慣習・社内常識の固定化によって生じるおそれのある内部統制・リスク管理体制面での当社固有の盲点の有無を検討することが役割と考えております。

定款において、当社の監査役は4名以内とすると定めており、現在監査役3名の内2名を社外監査役として選任しております。社外監査役である西辻文博氏並びに松本俊昭氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、それぞれ幅広い経験や見識を活かして、独立かつ公正な立場より監査を行っております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する事項を参考にし、知識・見識に基づき独立した監視・監督機能が発揮できることを基本として選任しております。現在社外監査役である西辻文博氏並びに松本俊昭氏の2名については、株式会社東京証券取引所所有価証券上場規程の企業行動規範に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届出しております。

現状のコーポレート・ガバナンス体制については、上記の理由並びに会社の規模等を踏まえ、十分に機能する体制であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今年の株主総会開催日は平成29年6月27日火曜日であり、法定発送期日が6月12日です。7日前の6月5日に早期発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	今年は平成29年6月27日火曜日に開催しました。今後とも株主との建設的な対話の充実の観点から、より適切な日程を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて決算短信、有価証券報告書、招集通知、プレスリリース資料等の情報を記載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム基本方針

1. 職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念を経営の基本方針とし、この経営理念に基づき業務運営の行動指針を定め、すべての役員（取締役、監査役）及び従業員（社員、嘱託社員その他当社の業務に従事するすべてのものを言います。）が、職務を執行するにあたっての指針としております。

【経営理念】

- ・快適な居住空間の提供を通じて、広く社会に貢献する。
- ・建築の専門家集団として「より良い家をより安く提供する」。
- ・全社員の能力を最大限に発揮させ、健全経営を行なう。

【行動指針】

- ・顧客第一主義に徹し、情熱をもって行動する。
- ・法令、社内規程を遵守し、公明正大に行動する。
- ・安全で働きやすい職場環境をつくりあげる。
- ・自己の研鑽と後進の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指す。
- ・環境保全・調和に努め、豊かな街づくり、社会づくりに努める。

2. 当社企業グループの取締役及び従業員の職務執行が法令並びに定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループは、企業が永続的に存続及び発展するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しております。この認識のもと、当社企業グループの役員及び従業員が法令を遵守して、社会の構成員として求められる倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

コンプライアンスについては、当社のコンプライアンス規程に基づき、経営企画室に相談・通報体制を設けており、指導については当社企業グループの役員、従業員に研修を通じて行います。別途、社長を委員長、各部門長を委員として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、役員、従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたるよう研修を行います。

当社は、社長直轄の内部監査を定期に実施しており、当社企業グループの各部門の業務実態を把握し、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、会社の組織・諸規程が適正・妥当であるかを調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を社長及び常勤監査役に報告しております。

また、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で対応し、反社会的勢力・団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

さらに、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づいた財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、それを評価並びに是正する体制を構築します。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、定められた期間保存しております。

当該資料については、取締役及び監査役は常時閲覧することができるものとします。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社企業グループは、様々な損失の危険に対して、損失の危険を最小限に抑えるべく組織的な対応を行っております。現状は定期の会議において、当社企業グループのリスク管理に関する意見交換を行い、事前に適切な対応策を準備することに努めております。

リスク管理全体を統括する組織として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、有事においては、社長を本部長として「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとしております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催、取締役会には、監査役も出席して重要事項の決定及び取締役の業務執行状況を監督しております。

取締役会の機能の効率化を向上させるため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、中長期の経営計画の立案、事業環境の変化への対応等、担当役員が計画・施策等を立案し、取締役会開催日までに常勤の取締役役間において、協議して議案の精度を高めております。

また、取締役会の決定事項、方針等を従業員に周知徹底するため、長及び各部門長が出席する業務推進会議を毎月開催しております。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループ（当社・子会社）においては、経営企画室及び当社監査役が定期的に監査を実施し、業務の適正を確保する体制を整備しております。

なお、子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議等により適切な経営管理を行っております。

7. 監査役の職務を補助する従業員について

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査スタッフを置くこととし、その人選については、取締役と監査役が意見交換をすることとしております。

当該従業員の人事考課、異動などの決定には監査役の事前の了承を得るものとし、取締役から独立してその職務にあたるものとします。

8. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社企業グループの取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役に報告することとしております。

監査役への報告を行った通報者に対しては、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止するものとします。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または担当部門長にその説明を求めることとしております。

監査役の職務執行により生じる費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、請求により会社は速やかに支払うものとします。

なお、監査役は、当社の会計監査人である監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行うなど連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で対応し、反社会的勢力・団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する事を平成20年5月15日開催の取締役会で決議し、周知徹底を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備体制

・対応統括部署

管理課に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元管理並びに対応する体制をとっております。

・外部専門機関との連携状況

当社は大阪府企業防衛連合協議会に加盟しており、協議会で開催される研修に積極的に参加し、情報収集を行っております。

また、所轄警察署、弁護士との連携を緊密に行ない指導・助言を受けております。

